

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 権澤 襄 様 あて名 〒160-0022 日本国東京都新宿区新宿三丁目1番22号 NSO ビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	20. 11. 2018
出願人又は代理人 の書類記号 WB18012TLS		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/032127	国際出願日 (日.月.年) 30. 08. 2018	優先日 (日.月.年) 31. 08. 2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A47L9/28(2006.01)i, A47L9/24(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 東芝ライフスタイル株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 12. 11. 2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 大宮 功次 電話番号 03-3581-1101 内線 3332	3K	5568

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2005-52680 A (松下電器産業株式会社)
 2005.03.03, 段落0019, 0072-0074, 0084-0088,
 図2, 18-20, 26
 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 2017-29409 A (アイリスオーヤマ株式会社)
 2017.02.09, 段落0009, 0074, 0079, 図1, 5
 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 4-336021 A (東京電気株式会社)
 1992.11.24, 段落0015-0016, 0030-0033, 図1-3
 (ファミリーなし)
- 文献4 : JP 2012-61115 A (シャープ株式会社)
 2012.03.29, 段落0022-0031, 図1-4
 (ファミリーなし)

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び3、または、文献2及び3により進歩性を有しない。

請求項1に係る発明に関して、文献1には、掃除機本体(1)を備え、掃除機本体に配置された二次電池(406;図26参照)を電源として動作する電気掃除機であって、ホース体(2)、ホース体の一端側を掃除機本体に接続する接続部、ホース体の他端側に設けられた手元操作部(2a)、接続部から少なくとも手元操作部に亘ってホース体に配置された配線、を備えた風路体と、電気掃除機に関して予め設定された条件に応じて異なる表示態様となるように表示手段(10)を制御する表示制御手段とを具備し、表示制御手段は、二次電池の残量が所定未満となった場合は、他の条件が満たされても、二次電池の残量が所定未満になったことに応じて表示手段を制御する電気掃除機が記載されている(段落0019、0072-0074、0084-0088、図2、18-20、26参照)。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1 に係る発明に関して、文献 2 には、掃除機本体 (1) を備え、掃除機本体に配置された二次電池 (充電機) を電源として動作する電気掃除機であって、手元操作部 (23)、配線、および、手元操作部に設けられ複数種類の表示態様で表示可能な表示手段 (36、35) を備えており、電気掃除機に関して予め設定された条件に応じて異なる表示態様となるように表示手段を制御する表示制御手段とを具備し、表示制御手段は、二次電池の残量が所定未満となった場合は、他の条件が満たされても、二次電池の残量が所定未満になったことに応じて表示手段を制御する電気掃除機が記載されている (段落 0009、0074、0079、図 1、5 参照)。

請求項 1 に係る発明に関して、文献 3 には、掃除機本体 (1) を備える電気掃除機であって、ホース体 (2)、ホース体の一端側を掃除機本体に接続する接続部、ホース体の他端側に設けられた手元操作部 (3)、接続部から少なくとも手元操作部に亘ってホース体に配置された配線、および、手元操作部に設けられ複数種類の表示態様で表示可能な表示手段 (15) を備えた風路体と、電気掃除機に関して予め設定された条件に応じて異なる表示態様となるように表示手段を制御する表示制御手段とを具備する電気掃除機が記載されている (段落 0015-0016、0030-0033、図 1-3 参照)。

ここで、文献 1 及び 3 に記載された発明は、どちらも電気掃除機に関して予め設定された条件に応じて異なる表示態様となるように表示手段を制御することにより、各種情報を使用者に気づかせるという共通の機能を有するので、文献 1 に記載された発明における表示手段を、文献 3 に記載された発明における手元操作部に設ける構成を適用して、本願の請求項 1 に係る発明において特定されているように構成することは当業者が容易に想到しえたものである。

また、文献 2 及び 3 に記載された発明は、どちらも電気掃除機に関して予め設定された条件に応じて異なる表示態様となるように表示手段を制御することにより、各種情報を使用者に気づかせるという共通の機能を有するので、文献 1 に記載された発明における電気掃除機を、文献 3 に記載された発明におけるキャニスタ型にする構成を適用して、本願の請求項 1 に係る発明において特定されているように構成することは当業者が容易に想到しえたものである。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び 3、または、文献 2 及び 3 により進歩性を有しない。

文献 1 には、電動送風機 (5) と、集塵部と、塵埃検出手段 (400) とを具備し、表示制御手段は、塵埃検出手段により塵埃を検出したことを第 1 の表示態様で表示手段に表示させ、二次電池の残量が所定未満であるときに第 2 の表示態様で表示手段に表示させることが記載されている (段落 0084-0088、図 26 参照)。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、文献2には、電動送風機(5)と、集塵部と、塵埃検出手段(400)とを具備し、表示制御手段は、塵埃検出手段により塵埃を検出したことを第1の表示態様で表示手段(35)に表示させ、二次電池の残量が所定未満であるときに第2の表示態様で表示手段(36)に表示させることが記載されている(段落0074、0079、図5参照)。

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び3、または、文献2及び3により進歩性を有しない。

文献1には、表示制御手段は、塵埃検出手段により塵埃を検出し、かつ、二次電池の残量が所定未満であるときに、二次電池の残量が所定未満であることを第2の表示態様で表示手段に表示させることが記載されている(段落0084-0088、図26参照)。

また、文献2には、表示制御手段は、塵埃検出手段により塵埃を検出し、かつ、二次電池の残量が所定未満であるときに、二次電池の残量が所定未満であることを第2の表示態様で表示手段(36)に表示させることが記載されている(段落0074、0079、図5参照)。

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び3、または、文献2及び3により進歩性を有しない。

文献1には、表示手段は、点灯手段であり、表示制御手段は、二次電池の残量に関する表示を表示手段の第2の表示態様である点灯(段落0085-0087参照)、その他の情報の少なくともいずれかを表示手段の第1の表示態様である点灯(段落0084参照)で表示させることが記載されている。

また、文献2には、表示手段は、点灯手段であり、表示制御手段は、二次電池の残量に関する表示を表示手段の第2の表示態様である点滅(段落0079参照)、その他の情報の少なくともいずれかを表示手段の第1の表示態様である点灯(段落0074参照)で表示させることが記載されている。

ここで、文献1に記載された発明における第2の表示態様を、本願の請求項4に係る発明において特定されているように点滅で表示させることは当業者が適宜なし得た設計的事項である。

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、3及び4により進歩性を有しない。

文献1には、風路体は、ホース体の他端側に接続される吸込口体(214)を備え、吸込口体が被掃除面から浮いたことを検出する検出手段(213)を具備することが記載されている(段落0072-0074、図18-20参照)。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、文献4には、風路体は、ホース体の他端側に接続される吸込口体（5）を備え、吸込口体が被掃除面から浮いたことを検出する検出手段（11）を具備し、表示制御手段は、情報として、検出手段により吸込口体の被掃除面からの浮き上がりを検出したことを第3の表示態様で表示手段（15）に表示させることが記載されている（段落0022-0031、図1-4参照）。

ここで、文献1及び4に記載された発明は、どちらも電気掃除機に関して予め設定された条件に応じて異なる表示態様となるように表示手段を制御することにより、各種情報を使用者に気づかせるという共通の機能を有するので、文献1に記載された発明における表示手段に、文献4に記載された発明における吸込口体の浮き上がりを検出したことを表示させる構成を適用して、本願の請求項5に係る発明において特定されているように構成することは当業者が容易に想到しえたものである。

請求項6-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、3及び4により進歩性を有しない。

ここで、文献1に記載された発明における表示手段に、文献4に記載された発明における吸込口体の浮き上がりを検出したことを第3の表示態様で表示させる構成を適用する際に、本願の請求項6-7に係る発明において特定されているような条件において表示させることは当業者が適宜なし得た設計的事項である。

請求項8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、3及び4により進歩性を有しない。

文献1に記載された発明に、文献3、4に記載された発明の構成を適用する際に、本願の請求項8に係る発明において特定されているように、第1の表示態様を点灯、第2の表示態様を点滅、第3の表示態様を第2の表示態様よりも周期が長い点滅とすることは当業者が適宜なし得た設計的事項である。